

教委 第04-13号
令和2年4月28日

各県立学校長 様

三重県教育委員会教育長

**新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について
(通知)**

本県における新型コロナウイルス感染症の感染者数は、4月14日から急増し、子どもの感染事例も確認されています。また、県内初めてのクラスターが発生するとともに、東紀州地域でも感染が確認され発生地域が県内全域に及ぶなど、予断を許さない状況にあり、県民の不安も一層高まっています。

隣接県では、4月16日に特定警戒都道府県に指定された愛知県、岐阜県で、感染者数が増加するとともに、新たなクラスターが発生するなど、依然として感染拡大が続いています。さらに、他県において、学校で教員・児童生徒が相次いで感染する事例も見られます。

また、本県が4月20日に発表した緊急事態措置における移動自粛等の効果については、5月6日までの実施期間後、約2週間先に確認されるということに加え、人の移動が再開した後の感染者の状況も一定期間見極めることも必要と考えられます。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の安全・安心を第一に考え、県立学校の臨時休業を下記のとおり延長することとします。

なお、学校の再開については、国の緊急事態宣言の動向、専門家会議の分析を踏まえつつ、県内における感染状況や隣接県の状況等を勘案して、5月25日に判断し通知します。その際は、感染者が県内全域に及んでいること、県立学校は通学区域が広域であることから、地域毎ではなく県立学校全体で判断する予定です。

記

1 臨時休業の期間

5月6日までとしている臨時休業の期間を、5月31日まで延長する。

2 臨時休業中の児童生徒への対応

(1) 年間指導計画の見直しと夏季休業の短縮

- 休業期間が更に1か月延びることで、新学期に入ってから家庭学習期間が2か月に及ぶことから、各学校は当初の年間指導計画を見直すとともに、夏季休業も一定期間短縮し、授業を実施することが必要である。
夏季休業の期間は現在でも学校により異なり、4、5月分の授業の遅れの度合いや実習の有無も異なるため、短縮期間は一律とせず各学校の状況に応じて設定し、教育委員会に報告する。
- 各学校は、4月と5月の家庭学習で当初の年間指導計画がどの程度進んだかを精査し、夏季休業の短縮期間も含め6月以降の年間指導計画を立て、5月8日までに教育委員会へ報告する。実習については、特に資格に関わるもの（看護、福祉、工業等）は、関係官庁の対応を踏まえ新しい指導計画に盛り込む。
- 教育委員会で各学校の計画内容、夏季休業の短縮期間等を確認した後に、各学校は5月11日から、児童生徒、保護者に周知する。

(2) 5月の休業中の対応

① 高等学校

見直しを図った年間指導計画を効果的に進めるには、5月中に行う家庭での学習効果を高めるとともに、その定着状況を把握する必要がある。その際、理解が不十分な生徒には、必要な支援を行う。また、生徒の心身の健康や生活リズムを維持することも重要であることから、下記に留意して指導を行う。

- オンライン教育を進めることにより、各学校は生活リズムの確立と効果的な学習の取組を進める。オンライン環境が十分でない生徒には、ノート型パソコン及びその接続機器を貸し出し対応するが、機器が準備できるまでは、電話での確認やDVDの視聴、紙資料の郵送により対応する。貸し出しパソコンは教育委員会で準備し、5月11日から順次、学校に配付する。

《基本とする指導の形態》

- ・毎朝、オンラインでホームルームを実施（生徒は制服を着用）し、生徒の状況把握や、休業中の励まし、新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害や誹謗中傷は許されないことなどを指導する。
- ・ホームルームに続き、原則午前中2限のライブ授業を週に3日～5日実施し、紙教材と合わせ効果的に指導する。
- ・ライブ授業では、次のような取組が考えられる。

ア 基礎・基本を扱う場面においては、はじめの約 20 分間はライブ授業により解説し、授業をもとに生徒が個別で課題に取り組み、次回のライブ授業で取り組んだ課題を教師が確認することで学習の定着を図る。

イ 応用を扱う場面においては、あらかじめ与えておいた課題を生徒が取り組み、ライブ授業ではグループ間で課題を踏まえた話し合いを中心に行い、それぞれの発表をとおして学習内容の深化を図る。

ウ 学ぶことの魅力や楽しさを伝えるため、例えば、生徒が現在の世界の情勢・経済状況について、背景となる社会の動きやしくみを学び、自分の考えをレポートにまとめ発表したり、英語において、まずは身近な話題について話すことから始め、伝わることでコミュニケーションの楽しさを感じられる活動を実施したりすることが考えられる。

- ・午後には、プリント学習に取り組むとともに、個別指導や個別面談を、5月中に原則 1 人 2 回実施する。
- ・個別面談では、担任が現在の生徒の生活状況や自宅に長い時間いることで生じてくる心理的負担を把握し、対面指導が必要な生徒については登校させ指導する。

- 単元ごとに学習内容の理解や定着の状況を把握するため、オンライン授業の中で小テストや理解の確認などを行う。理解が不十分な生徒には、休業中の個別対応や授業再開後に補習を行う。
- 3 年生の就職や進学の進路指導が非常に大切な時期である。教育委員会は、企業の動向や大学の最新情報について入手した情報を各学校に周知する。各学校においても、生徒の進路希望に応じて情報収集に努める。これらをもとにして、担任は個別面談を実施し、生徒の進路実現に向けて取り組む。

《登校日》

当面登校日は設けないこととするが、緊急事態措置における移動自粛の効果が 5 月 6 日以降約 2 週間先に確認されることから、教育委員会がその後の登校日の設定について 5 月 20 日に通知する。

家庭の状況等により特別な配慮が必要な生徒や教育相談を継続して受けることが必要な生徒は、個別に登校させ相談を行う。

《部活動等》

部活動は、引き続き休止とする。また、体育施設を生徒や一般に開放することも休止とする。

② 特別支援学校

- 臨時休業の長期化に伴って、生活リズムの乱れ、ストレス、運動不足、身体機能の低下等が心配されることから、児童生徒の健康状況を把握することで、生活リズムを整えるとともに、適切な学習課題を提供するため、以下の対応を行う。オンライン環境が十分でない児童生徒には、必要な端末を教育委員会で準備し、配付する。
 - ・オンラインによる毎日の朝の会の実施や、学級担任等が電話による定時連絡を行う。
 - ・一人ひとりの状況に応じた学びを進めるため、学習プリントを配付する。また、ダンス・ストレッチ・歌を歌うことなどのライブ授業を、原則週3日午前中に行う。
 - ・学校からの授業配信時に福祉サービスを利用している家庭等、ライブ授業に参加できない場合には、録画した授業をいつでも視聴できるよう準備する。また、保護者の協力が不可欠なことから、保護者の過度な負担とならないよう配慮して実施する。
- 児童生徒が福祉サービスを利用している場合、一日の生活プログラムを共有するなど、児童生徒の生活状況を把握する。
- 保護者が仕事を休めず自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒は、引き続き学校で受け入れる。また、長期の休業によるストレスの蓄積等、自宅で過ごすことが困難となった場合についても、学校で受け入れる。
- 高等部新入生について、年度初めの進路ガイダンスに替え、進路通信等を通じて周知するとともに、個別の相談を行う。
- 登校日については、高等学校と同じ扱いにする。

《部活動等》

部活動は、引き続き休止とする。また、体育施設を一般へ開放することも休止とする。

事務担当 高校教育課 高校教育班 谷奥 茂

TEL : 059-224-3002 FAX : 059-224-3023

特別支援教育課 特別支援教育班 石川 真史

TEL : 059-224-2961 FAX : 059-224-3023

保健体育課 学校体育班 與谷 慎穂

TEL : 059-224-2973 FAX : 059-224-3023